

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年1月11日（水）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第53号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第54号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第55号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について

別紙のとおり

事務局長	年頭にあたり山野町長・武井副町長にご出席をいただいておりますので、山野町長よりご挨拶を賜りたいと思います。
町 長	(町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 時間の都合上、ご紹介に代えさせていただきます。 武井副町長です。
副 町 長	(副町長 一言あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 町長・副町長は、別の公務がありますので、ここで退席します。 (町長・副町長 退室)
議 長	それでは、ただ今から平成28年度第10回農業委員会総会を開催します。 休会中の会長事務を報告します。 ・12月1日～2日 全国農業委員会会長代表者集会（東京都） ・ 以上で、休会中の会長事務報告を終わります。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は2番 池田委員さんと、3番 笠原委員さんをお願いします。 本日の議事につきましては議案第 <u>52</u> 号から議案第 <u>55</u> 号の <u>4</u> 議案です。
議 長	議案第<u>52</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u>件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。

<p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>49</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>事案番号 49 番の土地は先月、農地改良届がでておりました。この土地を含めまして、隣接する土地は 3 筆あり、整地されています。目的は造成して畑にしたという事ですが、高妻営農組合が将来的に苗代の土地に利用すると計画されています。問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>49</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>49</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>50</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>譲渡人の土地を以前から譲受人が管理されておりました。ここで、売買のお話が成立いたしましたので所有権移転されます。問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>50</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>50</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>51</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>譲渡人と譲受人は、親戚関係です。後を任せます、という事で所有権移転されます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>51</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5 1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>5 2</u> 番、5 3 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
10 番委員	<p>事案番号 5 2 番は、譲渡人が譲受人に所有権移転し、譲受人が農作業をされます。今、利用権設定をして別の方に耕作していただいておりますが、合意解約通知が出されており、その利用権設定は解除します。</p> <p>事案番号 5 3 番は、譲受人の土地の入口にある為、譲渡人のこの土地の所有権を移転されます。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>5 2</u> 番、5 3 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5 2</u> 番、5 3 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>5 3</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、<u>3</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>2 0</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
5 番委員	<p>1, 164. 00㎡の内の道沿い 264. 00㎡に住宅を建てられるという申請です。この土地に隣接する土地は、白地です。農地は隣接しておりません。住宅を建てても周りに影響はございません。問題ないです。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>13番委員</p>	<p>事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>転用目的は、猟友会の資材置き場と露天駐車場です。</p> <p>この場所は、現在、ほ場整備を検討中という事でありまして、隣接する土地ではありますが、ほ場整備の関係は話が出来ているので、問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>8番委員</p>	<p>事案番号 <u>22</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>始末書が出ております。3mほど地上げと造成がされています。もう、30年程経っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>3</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>

議 長	<p>議案第 <u>54</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも 該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 2 番 委 員	<p>事案番号 <u>35</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>場所は、譲受人の会社のすぐ北側の土地です。現在、建物や駐車場が狭く、置き場 所がない状況であります。置けない機械は他の場所を借りて置いているそうです。 展示会などをされる際の来場者の駐車場も必要という事です。この土地を購入され て、露天駐車場と機械置場で使用されます。周囲は工場、住宅や駐車場です。他の 農地に影響はないです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>35</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>55</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも 該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	貸渡人と借受人は、親子関係です。借り受けた土地に、住宅を建てるという事です。備考欄に隣接住宅との一体利用とありますが、借り受ける土地と隣接している宅地に家を建てるということです。総面積は、612.24㎡になります。周囲には、住宅が建っており、他の土地に影響はありませんので、問題はないです。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	次に、報告事項について確認します。
議 長	<p>農地法施行規則該当転用届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
3 番委員	ずいぶん以前に、農業用倉庫を建てられています。その転用届です。始末書を提出していただいております。周囲に影響はないと思います。
議 長	<p>農地改良届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
11 番委員	<p>1 番は、農地が約 12 cm 高いので、土手をとって 1 枚の田んぼにして、作業をしやすくするという事です。問題はないです。</p> <p>2 番は、申請人が山際の別の土地にさつまいも作っておられましたが、イノシシ被害が多いため、今後、この土地に暗渠をいれて、排水を良くし、さつまいもを作つ</p>

議 長	<p>けるという事です。</p> <p>利用目的の変更届について</p> <p>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>この土地は数年来、一部を畑として利用しているため、93.00㎡を田から畑に変更するものです。</p>
議 長	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>1番は、長年借受人が耕作されておりましたが、双方合意で解約されます。解約後は、別の方が耕作されると聞いております。</p>
13番委員	<p>2番は、先ほどの議案第52号の所有権移転する為の解約です。農地取得の1,000㎡を満たす為に、利用権設定をしていたこの土地を解約します。</p>
11番委員	<p>3番は、この土地を別の方が購入して耕作される為、解約します。</p>
3 番委員	<p>4番と5番は、営農組合が借りて作付していた農地ですが、今後、営農組合が所有権を取得して耕作する予定です。</p>
1 番委員	<p>6番は、2筆です。解約後、別の方が耕作される予定です。</p>
10番委員	<p>7番は、別の方が耕作される為、解約です。</p> <p>8番と9番は、借受人が町外の方で耕作に通うのが困難な為、解約です。その後は、所有権移転や利用権設定がされる予定となっております。</p> <p>10番と11番は、借受人による耕作が困難になった為、解約です。次に耕作される方は決まっています。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間休憩の後、10時30分から協議会を開催いたします。</u></p>